

（車体）

第258条の2 車体の強度、構造等に関し、保安基準第61条の2第1号の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 車体は、堅ろうで運行に十分耐えるものであること。
 - 二 車体は、著しく損傷していないこと。
 - 三 座席の地上面からの高さが500mm未満の一般原動機付自転車（またがり式の座席を有するものを除く。）の車体は、他の交通からの視認性が確保されるものであること。この場合において、地上1m以上の車体の構造について車両中心線に平行な鉛直面への投影面及びそれと直角に交わる鉛直面への投影面の大きさがそれぞれ長さ300mm以上、幅250mm以上のものにあつては、この基準に適合するものとする。
- 2 車体の外形その他一般原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の2第2号の告示で定める基準は、車体の外形その他一般原動機付自転車の形状が、回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、一般原動機付自転車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。